

農地賃借料情報をお知らせします

令和6年1月から12月に小松島市で締結(公告)された賃貸借の賃借料水準(10アールあたり)は、以下のとおりとなっています。なお、この「賃借料情報」は実勢の集計値であり、拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供するものです。

- 物納の場合は金額換算し算出しています。
- 平均賃料については、全体の平均値から1.7倍を超えるもの、0.3倍未満のものを除外し算出しています。
- 100円未満については四捨五入しています。

田	賃貸借された物件			無償で貸借された物件	
	件数	面積	平均賃料	件数	面積
土地改良整備地域	200件	358,339.08㎡	11,700円	11件	13,082.86㎡
未整備地域	125件	110,163.77㎡	11,400円	31件	26,969㎡
畑	件数	面積	平均賃料	件数	面積
土地改良整備地域	2件	6,688㎡	80,000円	1件	2,339㎡
未整備地域	13件	8,727㎡	9,100円	6件	7,712㎡

問 市農業委員会事務局(市役所4階) ☎32・3810/FAX34・9992
 ✉nougyouiinkai@city.komatsushima.i-tokushima.jp

農業振興地域整備計画一部変更の申出受付

農業振興地域整備計画の一部変更(編入・除外・用途変更)の申出を受け付けます。
なお、今回から地域計画変更も必要です。併せて、申出書の提出をお願いします。



■受付期間 4月1日(火)から30日(水)まで(土日・祝日を除く)

■必要な共通書類

- 申出書(編入・除外・用途変更)
- 申出する土地の登記簿謄本(登記事項証明書)の原本または写し
- 公図の写し
- 土地の現況写真および位置図
- 事業計画書
- 土地利用計画図

※申出内容によっては、上記以外の書類を提出いただく必要がありますので、ご承知ください。

4月1日からの地域計画と農振除外・農地転用の手続き

地域計画とは

農業を取り巻く環境が変化するなかで、地域の農地を次世代に適切に引き継ぐための新たな取り組みとして、地域での話し合いにより今後の農地利用を明確にする「地域計画」を令和6年度末までに策定することが法定化されました。

本市では、市内6地区において、各地域の農業関係者が中心となり、今後の農業経営や農地利用を話し合った結果を踏まえて、地域計画を令和7年3月末に策定します。

本市の地域計画の区域は、市街化区域以外の農業振興地域内の農用地区域の予定です。

地域計画の変更について

地域計画の策定に伴い、「農業振興地域の農用地区域からの除外(以下「農振除外」)」をする際の要件に、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」が追加されました。そのため、農振除外の変更案の公告・縦覧の前に、地域計画の変更公告を行う必要があります。

この場合、地域計画の変更前に、農振法による農用地区域からの除外手続きや農地法による転用許可に係る事前相談などは開始できますが、**農振除外の申出とともに、原則、地域計画の変更の申出も提出**していただく必要があります。

「所有する農地が地域計画区域内か?」の問い合わせや地域計画の変更(除外)については、市ホームページや下記へお問い合わせください。

申出・問

地域計画・農振除外について

●市農林水産課(市役所4階) ☎34・9292/FAX34・9992

✉nourin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

農地転用について

●市農業委員会(市役所4階) ☎32・3810/FAX34・9992

✉nougyouiinkai@city.komatsushima.i-tokushima.jp